

横浜市港北公会堂
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和5年8月

1 経緯

横浜市港北公会堂の指定管理者の選定にあたり、横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査や面接審査を行いました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに結果を報告します。

2 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会

委員長 長田 進（慶應義塾大学教授）
委員 関 治美（港北区連合町内会 会長）
委員 平賀 三男（港北芸術祭実行委員会 委員）
委員 小堀 若菜（税理士）
委員 村上 テル子（港北芸能協会 副会長）

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

経過項目	日程
第1回選定委員会（公募要項及び選定基準の確定）	令和5年4月11日（火）
公募要項の配布	令和5年4月20日（木）～6月12日（月）
応募者説明会及び現地見学会（参加5団体）	令和5年5月8日（月）
公募要項等に関する質問受付	令和5年5月9日（火）～5月15日（月）
応募書類の受付	令和5年5月29日（月）～6月12日（月）
第2回選定委員会（面接審査）	令和5年7月31日（月）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、指定管理者公募要項において予め定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

評価は、各委員が170点満点（加減点項目10点を含む）で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、指定候補者を選定しました。

なお、最低基準点は、加減点項目を除く各委員の合計点の6割とし、基準に満たない場合は、指定候補者として選定しないこととしました。

<評価基準項目>

1 公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解 (20点)	1	公会堂の設置理念・施設特性の理解	①公会堂の設置目的や役割を理解し、施設運営に反映された提案がなされているか。(5点)
			②施設の機能を活かした効果的な施設運営が提案されているか。(5点)
	2	区の特性、区政運営の方向性、立地特性等の理解	①区の特性、区政運営方針等を理解し、施設運営に反映させた提案がなされているか。(5点)
			②施設の立地、周辺環境や利用対象エリア、対象利用者について分析・条件設定がなされており、施設運営に反映させた提案がなされているか。(5点)

2 公共施設としてのサービス品質の維持・向上 (55点)	1	施設に求められるサービスの把握と平等な提供	①公共施設として全ての利用者に対し平等にサービスを提供すべきことを念頭に置いているか。(10点)
			②貸館施設として提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握しているか。(5点)
			③利用者の意見、要望、苦情等の受付体制が整っているか。(5点)
	2	利便性の向上・ホスピタリティの向上の取組	①現状を分析し、さらに利用者の利便性を向上させる運営上の工夫が提案されているか。(10点)
			②質の高い接客サービスを提供するための提案がなされているか。(10点)
			③自主事業について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。(5点)
	3	施設のクオリティを維持する施設管理計画	①施設の機能を維持するため必要十分な管理計画が組まれているか。(5点)
			②設備の故障等を予防し、発生時には迅速に対応可能なメンテナンス計画が組まれており、施設の長寿命化に貢献しているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。(5点)
	3 管理運営経費の縮減 (30点)	1	指定管理料の額
2		利用料金収入増加への意欲	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか(10点)
3		施設の課題等に応じた費用配分	・利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。 ・新型コロナウイルス感染症を含む不可抗力の影響等で利用料金収入が減った場合の具体的な対応方法が提案されているか。(10点)
4 安定した運営体制の確保 (40点)	1	安定性(管理運営の体制が充分か)	①業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。(5点)
			②施設及び設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。(5点)
			③施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。(5点)
	2	健全性(個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価)	①個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。(5点)
			②職員の資質向上のための研修が計画されているか。(5点)
			③業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。(5点)
	3	安全性(危機管理対策)	①市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。(5点)
			②施設の設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)

5 団体の資質・実績 (10点) ※加減点項目	1	団体の資質	応募団体は、市内中小企業等（次のア～ウ）であるか。 ア 市内中小企業 イ 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。（0・5点）
	2	団体の実績	（現指定管理者が応募した場合） ・区の業務点検等による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象） ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）（-5点～5点）
6 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 (15点)		①利用者が安全に施設を利用することができるよう、感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。（感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等）（5点） ②コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。（自主事業計画含む。）（10点）	

6 応募団体の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」を満たしていること、「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

7 応募団体（応募順）

港北公会堂運営管理グループ

8 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、「港北公会堂運営管理グループ」を指定候補者、として選定しました。

9 審査採点結果

評価基準項目	配点	指定候補者
1 公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解	20点×5人 =100点	86点
2 公共施設としてのサービス品質の維持・向上	55点×5人 =275点	207点
3 管理運営経費の縮減	30点×5人 =150点	90点
4 安定した運営体制の確保	40点×5人 =200点	160点

5 団体の資質・実績（加減点）	10点×5人 =50点	15点
6 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	15点×5人 =75点	54点
加減点項目（5 団体の資質・実績）を除く計	160点×5人 =800点	597点
合 計	170点×5人 =850点	612点

※委員ごとの点数内訳は、別紙「港北公会堂第4期指定管理者審査採点表」のとおり

10 審査講評

施設運営に関し、様々なホールの運営実績での経験に基づいた堅実な提案でした。自主事業についても、我々が考えるより実施されており、音楽系のイベントについてのリアクションも良かったです。

港北公会堂第4期指定管理者審査採点表

項目		配点	港北公会堂運営管理グループ					合計
			委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	
1	公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解 (20点)	20点	17	16	20	13	20	86
2	公共施設としてのサービス品質の維持・向上 (55点)	55点	46	47	45	34	35	207
3	管理運営経費の縮減 (30点)	30点	20	24	20	14	12	90
4	安定した運営体制の確保 (40点)	40点	30	35	32	24	39	160
5	団体の資質・実績 (10点)	10点	5	5	5	0	0	15
6	新型コロナウイルス感染症等に係る対応 (15点)	15点	9	15	12	9	9	54
加減点項目(5団体の資質・実績)を除いた計			122	137	129	94	115	597
合計 (委員一人あたりの配点合計170点)			127	142	134	94	115	612